

海老名市
市民活動推進補助金
【 手 引 き 】



令和８年　11月

海老名市　市民活動推進課

【目次】

1 海老名市市民活動推進補助金とは ・・・ 1 P

2 補助金の交付に関する全体スケジュール ・・・ 2 P

3 対象団体 ・・・ 3 P

4 対象事業 ・・・ 3 P

5 補助金額 ・・・ 4 P

6 対象経費 ・・・ 5 P

7 提出書類 ・・・ 6 P

8 申込の手順 ・・・ 7 P

9 委員からの事前質問に対する回答の作成 ・・・ 7 P

10 審査の方法と基準 ・・・ 8 P

11 認定後の流れ ・・・ 9 P

12 事業変更について ・・・ 9 P

13 事業の実施 ・・・ 10 P

14 実績報告 ・・・ 10 P

15 補助金額の確定 ・・・ 11 P

16 その他（制度の紹介） ・・・ 11 P

17 お問合せ先（担当課） ・・・ 12 P

参考 団体別交付実績 ・・・ 13 P ～ 14 P

1 海老名市市民活動推進補助金とは

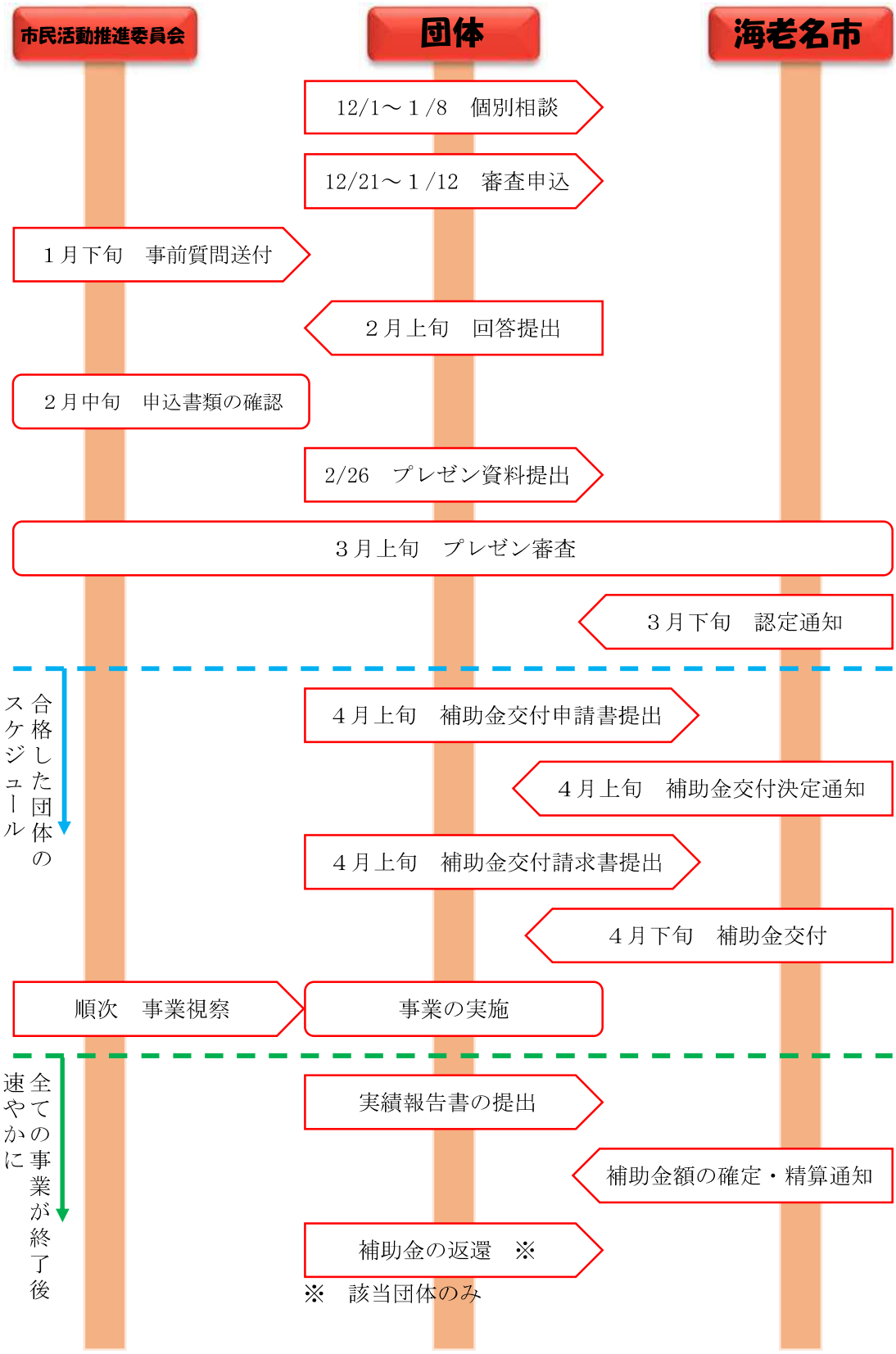
海老名市では、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。
「海老名市市民活動推進補助金制度」は、この条例に基づき、海老名市において公益的な市民活動を行う団体の事業を財政的に支援する制度です。

※**サークル活動**や**趣味的な活動**など、**団体の構成員だけの利益となる活動**は**対象外**です。

≪過去の交付事業（一例）≫

	事業内容
①	**子育て支援事業** 簡単工作、ピクニック、読み聞かせなどの実施することで地域の繋がりや安心できる居場所を作る。
②	**がんサロン事業** おしゃべり会（当事者同士による情報共有及び勉強会）と講演会を実施する。
③	**学習支援事業** 学習会の開催及び運動教室や料理教室の実施により、参加者においては学習を進めること、学生協力者においては考えを深めることを支援する。
④	**薬膳講習会事業** 薬膳レシピの講習及び調理実習の実施することで健康寿命の延伸を支援する。
⑤	**大人の発達障がい啓発活動事業（勉強会）** 過去・現在・未来の詳らかに法制度を交えながら語り、発達障がい児者の苦悩を伝え、発達障がいの早期理解、早期支援と自己理解についても啓発していく。
⑥	**ラジコン体験事業** ラジコン体験を通じて集中力や判断力を養う。また、世代を超えたつながりを作る。
⑦	**LGBT啓発活動事業** 「映画と講演から、LGBTを学ぼう！」と題し、LGBTについての映画上映及び講演会を実施する。
⑧	**メサイア楽曲のコンサート** コンサートを実施することで音楽文化の活性化や来場者の心のケアを行う。
⑨	**絶滅危惧の水生生物コウホネの保護・育成事業** 定期的な巡回、移植した場所に看板等の設置、草刈り、ゴミ拾い等を行う。
⑩	**博覧会事業** 各種団体が参加し、来場者に対して暮らしを補う施設やサービスなどのご案内、生活ニーズの要求や相談の場を提供する。

2 補助金の交付に関する全体スケジュール



3 対象団体

次の要件を全て満たす団体が、補助の対象となります。

1　市民の自主的な参加によって行われる、公益性のある事業を実施していること
2　３人以上で構成され、過半数が市内在住、在学、在勤者であること
3　審査申込から結果報告まで、責任を持って事業を実施できること
4　団体の運営に際し、自主財源（会費、事業の参加費など）を確保しており、寄
　附金を募るなど、団体の運営について自立しようとしていること
5　反社会勢力等とのつながりを持たない団体であること
6　例年行う展示会に積極的に参加すること
7　当補助金に関する調査等に積極的に回答すること

展示会とは？

団体同士が繋がる機会及び当補助金の周知を兼ねて、12月頃と２月頃に海老名市役所及びビナレッジで展示会を行っています。
展示会では、団体の活動内容などを展示しています。

4 対象事業

次の要件を全て満たす事業が、補助の対象となります。

1　主として海老名市内で行われる事業
2　市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
3　令和９年４月１日～令和10年３月31日までの間に実施する事業

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動のことを指します。
＜事業例＞
・健康づくり、福祉に関する事業
・環境保護に関する事業
・広くスポーツ、教育に関する事業
・文化活動に関する事業
・都市間交流に関する事業
・地域づくり、共助・防災活動に関する事業　など



ただし、次の要素が含まれる事業は対象になりません。

1　営利を目的とする事業
2　宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
（１）　宗教の教義を広めること
（２）　宗教の儀式行事を行うこと
（３）　宗教の信者を教化育成すること
3　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
4　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
5　他の補助制度を利用している事業
6　**趣味的な活動やサークル活動、また団体の会員だけが利益を得る活動**

5 補助金額

入門編、充実編または自立編のいずれかの区分で、年度に１事業のみ申込みができます。団体の状況に応じて申請してください。区分の概要については、次の表のとおりです。

	入門編	充実編	自立編
該当事業	団体の自立を促進、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
交付金額	上限１０万円	上限２０万円	上限３０万円
交付回数	１団体につき１回のみ	１団体につき２回まで	１団体につき３回まで

≪留意事項≫

１　原則「　入門編　⇒　充実編　⇒　自立編　」の順で申請してください。

２　区分を飛ばして申請することは可能ですが、前の区分に戻り申請することはできません。

例）自立編の交付を受けた団体は、入門編または充実編を申請することができなくなります。

３　当補助金は、事業への補助を通じた団体育成を目的にしているため、交付回数を満了している団体に対して、別の事業であっても交付できません。

４　既に交付を受けている団体は13頁「団体別交付実績」のとおりです。

５　審査申込時の金額から減額して交付する場合がございます。

６　海老名市市民活動推進委員会の審査によって、入門編から充実編等、審査申込時から区分を変更させていただく場合がございます。

７　交付金額は、千円未満切り捨てとします。

6　対象経費

１　対象となる経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げる事業を実施するために直接必要な経費となります。

≪対象となる経費の例≫

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等 ※　スタッフへの謝礼は対象外
旅費	外部講師・指導者等に対する、事業実施会場までの交通費や宿泊費 ※　スタッフへの旅費は対象外
食糧費	外部講師・指導者・協力者の飲料代、食事代等 ※　スタッフ・参加者への飲み物代等は不可
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費 ※　通年で使用する団体のチラシ等は対象外
使用料・賃貸料	会場使用料、車両・機材のレンタル等 ※　事務所の賃貸料・光熱水費等は対象外
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
消耗品費	取得価格（税込）が１件30,000円以下のもので、短期間又は一度の使用で消費されるものが対象
備品購入費	取得価格（税込）が１件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの

※　海老名市市民活動推進委員会の審査により、対象経費と認められない場合がございます。

２　対象とならない経費

次に掲げる経費は補助金の対象になりません。

≪対象とならない経費の例≫

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費等
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体パンフレット代、構成員への郵送代等
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打合せ時の飲食費等
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼等

7 提出書類

1　海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第１号様式）

・　「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
・　「補助金交付審査申込額」は、申込する補助金の額を正確に記入してください。
・　「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを活用してください。
・　「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。
・　「今後の展望」については、入門編、充実編を希望している団体はこの１年間でどのような活動をしていけるか。自立編を希望している団体は、市民活動推進補助金の交付回数が満了した後の展望を記載してください。

2　海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第２号様式）

・　金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
※　これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
・　海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合を取ってください。
・　本紙「４対象となる経費」と「５対象とならない経費」を参考にご記入ください。
・　補助金を充てる科目については、「補助金を充当」欄に〇印を付けてください。

3　海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第３号様式）

・　団体の活動内容を記入してください。
・　決算資料は、最新のものを記入してください。

4　団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

・　必ず最新のものを提出してください。
・　同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

5　団体員名簿

・　必ず最新のものを提出してください。
・　指定の名簿に記入して提出してください。なお、すでに団体員名簿がある場合はそちらを活用して構いませんが、指定の様式の最下段にある内容を確認の上、チェック（✓）と団体責任者の署名をしたものと合わせて提出してください。

6　団体の活動がわかる資料

・　会報紙や事業のチラシ、またその他活動内容が分かる発行物などがあれば、提出してください。

8 申込の手順

１　個別相談について

制度の不明な点や、申込みを検討している事業などの相談を市民活動推進課が承ります。なお、当補助制度に初めて申込みをする団体は必ず事前相談をする必要があります。12月21日（月）までを目安に事前予約をするようにしてください。

≪個別相談の詳細≫

項目	詳細
日程	令和８年12月１日（火）～令和９年１月８日（金） ※　土日、年末年始を除く
時間	9:00～17:00
場所	海老名市役所５階　市民活動推進課
所要時間	１時間程度
相談内容の例	・制度についてさらに詳細を聞きたい ・自分たちの事業が、補助金の対象になりそうか ・申込書の書き方について教えてほしい ・補助金の対象となる経費について教えてほしい　など
予約方法	事前予約制 電話（046-235-4794）または市ホームページのお問い合わせフォームから市民活動推進課まで

２　審査申込について

事前に市民活動推進課へ案を提出し、市民活動推進課による書類のチェックを受けてからご提出ください。

≪審査申込の詳細≫

項目	詳細
提出方法	ホームページから電子申請、提出書類を海老名市役所５階市民活動推進課まで郵送、メールまたは持参
期間	令和８年12月１日（火）～令和９年１月12日（火） ※　土日を除く
時間	9:00～17:00
提出書類	６頁「⑦提出書類」一式

9 委員からの事前質問に対する回答の作成

海老名市市民活動推進委員は、各団体から提出のあった申込書類に対する事前質問を、１月下旬に申請団体に送付します。委員の質問に対しては、指定する期限までに回答ください。非常にタイトなスケジュールとなりますが、質問に対する回答を基に、令和９年２月に開催する海老名市市民活動推進委員会において書類確認を実施しますので、期限厳守でお願いいたします。

10 審査の方法と基準

補助事業の審査は、全ての審査申込団体を対象としたプレゼンテーション審査によって行われます。審査員は公募委員等で構成された海老名市市民活動推進委員会が行います。
各審査基準において５点満点で審査し、合格基準は、「入門編」「充実編」「自立編」の各区分に応じた審査基準の合計点が、審査基準の合計（満点）の６割以上となります。

審査項目		審査基準
①	公益性	事業の規模は問わず、広く市民が参加・利用できる事業形態となっているか
②	自立性	自主財源が定着化されているか
		事業の継続・発展させるためのロードマップがあるか
③	計画性	スケジュール及び収支予算書が具体的であるか
④	発展性	対象事業の継続・拡充に向けた具体的なビジョンがあるか
⑤	地域性	地域社会へ波及効果が見込めるか
⑥	先駆性・独創性	行政が実施する場合とは違う手段や効果を期待できるか
⑦	団体能力	必要な人材が確保されているか
		組織体制が確保されているか
⑧	熱意・意欲	課題意識の深さと実施事業への意欲があるか

≪採点基準≫

５点	４点	３点	２点	１点
良い	どちらかというと良い	普通	どちらかというと悪い	悪い

≪プレゼンテーション審査の詳細≫

項目	詳細
開催日	令和９年３月上旬　※日程が決まり次第改めてお知らせします。
会場	海老名市役所、ビナレッジなど　※決まり次第改めてお知らせします。
資料等	資料には事業の目的・効果・計画を記載してください。その他は自由です。資料の形式は問いませんが、提出資料は10枚程度にまとめてください。また、既存のチラシ等だけで提出するのはご遠慮ください。 令和９年２月26日（金）までに海老名市役所５階　市民活動推進課まで郵送・メールまたは持参により提出してください。
審査方法	各団体の発表時間７分間＋質疑応答８分間　の計15分 ※上記時間は目安です。審査団体数によって発表時間が変更される場合があります。
審査結果	合否に関わらず、３月下旬ごろまでに通知します。
その他	・ＰＣ、プロジェクター、マイクは、市で用意します。 ・この審査は一般公開され、どなたでも傍聴が可能です。

11 認定後の流れ

１　認定通知（海老名市）

プレゼンテーション審査の結果に基づき、認定団体に対して認定通知を送付します。また、不認定団体へは「理由」「アドバイス」を付して通知します。

２　補助金交付申請書の提出（団体）

補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

・　海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第５号様式）

３　補助金交付決定通知（海老名市）

海老名市長は、交付申請があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し通知します。

４　補助金交付請求書の提出（団体）

補助金交付決定通知を受けた団体は、補助金を定められた様式によって海老名市に請求します。

・　海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第７号様式）

５　補助金交付（海老名市）

適正な請求がなされてから、１か月程度で指定された口座に入金します。

≪留意事項≫

１　申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差があり、事業実施が困難だと判断した場合は、補助金交付を辞退することができます。

２　その他詳細は、合格団体へ個別に連絡を行います。

12 事業変更について

補助の決定を受けた事業を変更したい場合は、事前に相談するようにしてください。また、特別な事情があり、市民活動推進委員会で認められた場合は、事業を中止した場合においても、交付回数に含めません。

≪過去に認められた例≫

・　新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業中止

13 事業の実施

計画書のとおり、事業を実施してください。なお、次の点について留意してください。

≪留意事項≫

1　チラシ・ポスター・パンフレット等には、次の文言を明記してください。

「この事業は、海老名市市民活動推進補助金の交付対象事業です。」

※なお、チラシ等の作成においては、印刷をする前に、市民活動推進課へ内容の確認をしてください。

2　補助対象事業に係る収入・支出についての**帳簿や領収書（レシート）については、実績報告で確認いたしますので、大切に保管してください。**また、改めて確認させていただく場合がありますので、事業終了後の翌年度から５年間は保存してください。

3　海老名市市民活動推進委員会は原則全ての事業を視察しますので、ご協力お願いいたします。

≪事業視察について≫

海老名市市民活動推進委員が事業視察に伺います。当日は、団体から実施事業内容の説明等を行っていただきますので、ご対応をお願いいたします。実施日が近くなりましたら、市民活動推進課職員から詳細を連絡いたします。
なお、参加費等を徴収する事業であっても、当該事業視察は推進委員としてお伺いしているものであるため、参加費等のお支払いはできません。

14 実績報告

全ての事業が終了後、速やかに実績報告を行ってください。

≪実績報告の詳細≫

項目	詳細
提出書類	1　海老名市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式） 2　海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式） 3　領収書等一式 4　事業に使用した資料　など（当日の配布物など）
提出期限	全ての事業終了後２０日以内

※　事業終了後、団体は事業の実施結果を公開してください。
※　実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

15 補助金額の確定

１　補助金額の確定と精算の通知

海老名市は、実績報告書等の提出を受け、補助金額を確定し通知します。その際、残額が生じた場合は、返還していただきます。

２　補助金の返還

前述したほか、次に掲げる内容に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

（２）　補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき

16 その他（制度の紹介）

１　海老名市市民活動推進補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行う制度です。市が保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。

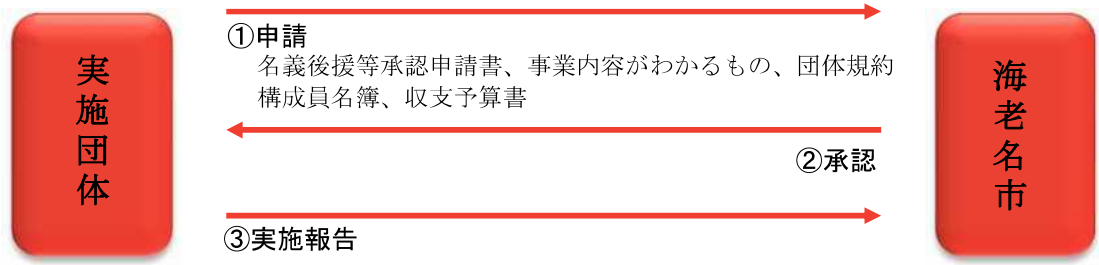
≪留意事項≫

（１）　団体の構成員を対象とする保険であり、事業への一般参加者等は対象になりません。
（２）　他に保険契約を行っている場合は、本制度の支給対象になりません。
（３）　団体で発生した全ての事故が対象ではございませんので、万が一の事態に備え各団体で対応をお願いいたします。
（４）　その他詳細は、市民活動推進課へお問い合わせください。

２　海老名市名義後援等

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。

≪申請の流れ≫



その他詳細は、市民活動推進課へお問い合わせください。

17 お問合せ先（担当課）

制度に係るご不明な点等については、お気軽にお問合せください。



お問合せ先

詳細はこちら

海老名市　市民協働部　市民活動推進課

【所在地】〒243-0492
海老名市勝瀬175番地の１　海老名市役所５階
【TEL】(046)235-4794
【FAX】(046)231-2670

インターネットからのお問合せは、二次元コードを読み取った後、ページ下部の「✉お問い合わせは専用フォームをご利用ください。」というリンクからご連絡ください。

参考　団体別交付実績

黒塗りの団体は、交付回数満了のため申請できません。

No	団体名（敬称略・五十音順）	入門編	充実編		自立編		
1	IDEA education				H29		
2	ABLAZE神奈川	R５					
3	生きがい発見塾	H23			H26	H27	H28
4	Women's life care		R４				
5	えびなアレルギーサークル　デイジー	H30	R５				
6	えびなえんぴつの会	H31	R２	R３	R４	R５	R６
7	（一社）海老名扇町エリアマネジメント				H30		
8	海老名おやじの会	H31					
9	特定非営利活動法人　海老名ガイド協会	H29			H30		
10	えびな元気ラボ	R７					
11	海老名里山づくりボランティア山仕事の会				H22	H23	H24
12	海老名女性支援電話「そよ風」				H22	H23	H26
13	（公社）海老名青年会議所				H27		
14	海老名セーフティー・ベリー協議会	H25					
15	『えびなっ子わくわくフェスタ』実行委員会				H27	H28	H29
16	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会				H30	R４	
17	特定非営利活動法人　えびなの森の楽校				H28	H29	H30
18	海老名のら猫を増やさない会	R４					
19	えびなパソコンサポートボランティア				H26	H27	H28
20	えびなみんなにやさしいごはんプロジェクト	R５	R６				
21	えびなメサイアの会	R３	R５		R７		
22	海老名薬膳養生研究会	R７	R８				
23	えびなユース合唱プロジェクト	R４	R５				
24	特定非営利活動法人おおきな木				R３	R４	R５
25	大谷四区親睦会	H29			H30	H31	
26	かながわ子育て情報局				H22	H23	H24
27	かなBC（ボッチャクラブ）	R８					
28	学習支援ボランティア「わいわい」	R６					
29	がんサロンPetit Salon&Community Mili Mana	R２					
30	特定非営利活動法人　grand-mere				H28	H31	R２
31	河骨保護の会				H23	H31	R８
32	公民館まつり実行委員会				H26		
33	心育祭【ここいくさい】実行委員会	R８					
34	子育て応援情報「Laugh!」				R３		
35	子育て支援グループ　みなみんな	R７					
36	混合療育を考える会				H23	H24	H25
37	相模国分寺跡の景観を守る会	R５					
38	相模国分寺ラジオ体操くらぶ	R６					
39	Sapling Music Park Ebina				H25	H26	H27

参考　団体別交付実績

黒塗りの団体は、交付回数満了のため申請できません。

No	団体名（敬称略・五十音順）	入門編	充実編		自立編		
40	サードプレイス　ぴあるく	Ｒ８					
41	シエスタラボ	H30					
42	生涯学習研究発表会実行委員会				H25		
43	それいけ！ママフェスタ実行委員会				H30		
44	たいわてらす	Ｒ８					
45	男女平等市民の会・海老名	H29			H31	Ｒ３	
46	チーム海老名	Ｒ６					
47	テクノガーデンEBINA	Ｒ４					
48	と金ネットワーク				H25		
49	永池川川歩きの会	H29					
50	ハッピーママンベベ	Ｒ８					
51	ひざ小屋	Ｒ７	Ｒ８				
52	Piccolini	H30					
53	福島と海老名の子ども交流実行委員会				H27	H30	
54	フリースクール SACHI station	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８		
55	ほっとフェスタ実行委員会				H31	※	
56	まなピタネット	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
57	まりぞうランド	Ｒ６					
58	特定非営利活動法人　南えびなスポーツクラブ	Ｒ５					
59	みんご倶楽部	※					
60	MelodieColorate （メロディエ　コロラーテ）	Ｒ８					
61	特定非営利活動法人　やさしくなろうよ	H28			H29		
62	ライブビートストリート海老名	H22			H23	H24	
63	リーベン	H27					
64	Root	Ｒ４	Ｒ５				
65	特定非営利活動法人　ワーカーズ・コレクティブ　ポケット	Ｒ７	Ｒ８				

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した事業中止のため、交付回数には計上いたしません。